

第4次
吹田市
地域福祉計画

2022年3月 吹田市

第4次地域福祉計画は、計画本編と別冊資料に分冊しています。
計画本編では市の考え方や方針・方向性を集約しており、また、別冊資料は計画策定に必要な資料や数値等をまとめています。

はじめに

本市では、2006年5月に“いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり”を基本目標に掲げ、吹田市地域福祉計画を策定しました。その後、第2次、第3次吹田市地域福祉計画の期間を含めたこの16年で、地域住民同士の交流促進、福祉活動の担い手づくり、相談支援体制の充実や福祉・保健・医療制度の充実など、地域福祉の推進に向けた様々な取組を展開してきました。

多くの都市で人口減少が進む中、近年、本市の人口は大きく増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測されます。少子高齢化・人口減少の進展による医療や介護などの問題、子育てや介護をしている家庭の孤立、ひきこもりや虐待といった社会的な課題など、地域生活の課題がますます多様化・複雑化する中、その解決に向けては、地域で暮らす人々が主役となり、地域で活動する様々な団体・事業者や行政との協働のもと、地域づくりの取組を進めていくことが重要です。

第4次吹田市地域福祉計画は、第3次計画までの基本理念“いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり”をもとに推進してきた取組を踏襲しつつ、地域を取り巻く状況の変化や「地域共生社会」の実現のための国による法制度の見直しなどの動向を踏まえ、「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田」を基本理念に、地域全体でつながりながら支え合えるまちづくりを進め、地域福祉をさらに推進していくための方向性を示すため、策定するものです。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました吹田市地域福祉計画推進委員会、吹田市社会福祉審議会及び同地域福祉計画推進専門分科会の皆様をはじめ、実態調査などにご協力いただきました市民の皆様、各種団体、関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

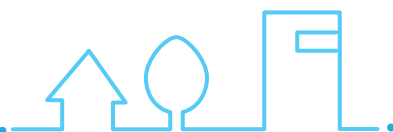
2022年3月

■第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など	
①地域福祉とは	2
②計画策定の背景と趣旨	4
(1) 策定の背景	
(2) 計画の趣旨	
③社会福祉法の改正と地域共生社会の実現	6
④計画の概要	7
(1) 計画の位置づけ(役割)	
(2) 既存計画との関係	
(3) 計画期間	
(4) 地域福祉の「圏域」の考え方	
(5) 策定体制	
⑤計画の推進と進行管理	11
(1) 計画の推進体制	
(2) 市と社会福祉協議会の連携による推進	
(3) 計画の進行管理	
■第2章 地域福祉計画の基本方向	
①計画の基本理念	14
②基本目標	15
(1) 公民協働による地域福祉活動の推進	
(2) 総合的支援のネットワークの構築	
(3) 地域福祉活動推進の基盤整備	
■第3章 施策の展開	
計画の施策体系	20
基本目標① 公民協働による地域福祉活動の推進	21
施策の方向1 お互いの顔の見える関係づくり	21
1. 地域住民間の交流促進	
2. 地域活動・ボランティア活動の促進	
施策の方向2 福祉活動の担い手づくり	25
1. 人権・福祉に対する意識の向上	
2. 地域福祉を担う人材の育成・確保	
基本目標② 総合的支援のネットワークの構築	27
施策の方向1 権利擁護の推進	27
1. 高齢者や障がい者(児)等への理解の促進	
2. 成年後見制度の利用促進 ～吹田市成年後見制度利用促進計画～	
施策の方向2 地域福祉のセーフティネットの拡充	30
1. 包括的な相談支援体制の構築	
2. 地域の安心・安全を支える体制の充実	
～吹田市再犯防止推進計画～	
基本目標③ 地域福祉活動推進の基盤整備	37
施策の方向1 地域福祉活動に関する支援	37
1. 地域で活動する諸団体への支援	
2. 社会福祉協議会等の活動支援	
施策の方向2 交流の場、活動拠点の整備	40
1. みんなの居場所づくり	
2. 地域福祉活動の拠点の整備	
施策の方向3 暮らしと健康を支える福祉サービスの充実	41
1. 福祉や子供・子育てに関する制度の充実	
2. 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	
3. 青少年の健全育成	
4. 誰もが暮らしやすい生活環境の形成	
5. 就労と働きやすい環境づくりへの支援	

も く い

contents

1



コラム

《フードドライブ》	5
《コロナ禍での地域福祉活動》	23
《福祉教育》	26
《成年後見制度と日常生活自立支援事業》	29
《福祉施設・事業所と一緒にふくしのまちづくりに取り組んでいます》	31
《コミュニティソーシャルワーカー（CSW）》	32
《更生保護の取組》	34
《「避難地」・「避難所」・「福祉避難所」》	36
《民生委員・児童委員の活動及び担い手確保》	38

巻末資料

吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会委員等名簿 同策定部会委員等名簿	46
吹田市地域福祉計画 庁内推進委員会を構成する部室課	48
吹田市社会福祉審議会規則	49
計画策定に関わる会議等の経過	52
用語集	55

第4次 吹田市地域福祉計画

第4次吹田市地域福祉計画



第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など



1 地域福祉とは

地域福祉とは、全ての人が尊厳を持って自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々が主体となり、行政、関係機関などと連携・協働し、地域における生活課題などの解決や改善に向けて取り組むものです。

【表1】主な地域福祉活動及び取組概要

主な地域福祉活動	取組概要
自治会活動	一定の区域内に住む人々が、より良い環境・充実した生活が営まれるようお互いに協力し合い、運営している任意の自治組織です。活動内容や活動形態は自治会によって異なりますが、夏祭りや市民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われています。
地区福祉委員会活動	地域住民によって組織され、おおむね小学校区ごと（市内33地区）に地区福祉委員会があります。地域での声かけ・見守り活動、ふれあい昼食会や子育てサロンなどを中心に、地域住民同士のつながり・助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。
民生委員・児童委員活動	自らも地域住民の一員として、日頃から地域での声かけ・見守り活動、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。
更生保護活動	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組です。保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会をはじめ、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組を行っています。
認知症サポーターの活動	認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守るため、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行っています。認知症サポーターになるためには「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。
各種ボランティア活動	本市では多数の団体が多種多様な活動を行っています。誰でも自分のできる範囲内でボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンター（吹田市社会福祉協議会）や市民公益活動センター（ラコルタ）で、ボランティア活動に関する情報提供や活動を円滑に行うためのサポートを行っています。

本市では、自治会活動や地区福祉委員会活動など、自分たちの暮らすまちをより良くするために様々な地域福祉活動が行われています（表1参照）。また、困りごとをひとりで抱え込まず、関係機関が連携して解決に向けて取り組むための相談機関が数多く設置されています（表2参照）。

地域福祉の推進においては、地域における生活課題や現状を明らかにしたうえで、地域を構成する住民、行政、地域団体、関係機関、福祉事業所など、あらゆる主体が連携・協働し、相互に役割を持ちながら、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する必要があります。

【表2】主な相談機関及び取組概要

主な相談機関	取組概要
吹田市 社会福祉協議会	「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に位置付けられている民間の自主組織です。地域の方々や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成され、「誰もが安心して暮らせるまち」をめざして、行政や様々な団体などと連携しながら活動しています。また、地域に密着した生活・福祉の相談員として13名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置され、地域と行政のつなぎ役として活動しています。
生活困窮者 自立支援センター	生活保護に至る前の段階で様々な事情で生活や仕事などに困っている方（生活困窮者）に対して、関係機関と連携しながら、就労や安定した住居の確保等に必要な情報の提供・つなぎ・支援を行っています。
地域包括 支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、介護・健康・生活、在宅療養、認知症、権利擁護に関する相談業務等を実施するとともに、暮らしやすい地域づくりに向けて、関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいます。
障がい者 相談支援センター	障がい者などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行っています。
地域子育て 支援センター	公立保育園と市の委託を受けた認定こども園・私立保育所やのびのび子育てプラザが、これまで蓄積されてきた子供のあそび・生活・健康に関する経験やノウハウを生かして、地域の保護者や子供たちの支援を行っています。

※別冊資料の参考資料に、相談支援機関一覧を掲載しています。

2 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

近年、国全体における少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域での人と人とのつながりは希薄になってきています。また、情報通信技術等の進歩とともに生活環境は変化しており、価値観の多様化による世代間の意識の違い、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中、本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているひきこもりなどによる社会からの孤立、虐待や暴力、ダブルケアや8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、経済的に困窮している世帯や発達に支援を要する子供の増加、災害時要援護者支援の課題など、行政による分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

このような課題の解決に向けて、国においては、地域住民一人ひとりが自らの課題として、地域における様々な課題を受け止めながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の重要性が示されており、本市においても、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

(2) 計画の趣旨

本市では、2016年3月に「第3次吹田市地域福祉計画」を策定し、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域住民同士の交流促進、福祉活動の担い手づくり、相談支援体制の充実や福祉・保健・医療制度の充実など、地域福祉の推進に向けた様々な取組を展開してきました。

多くの都市で人口減少が進む中、近年、本市の人口は大きく増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測されます。少子高齢化・人口減少の進展による医療や介護などの問題、子育てや介護をしている家庭の孤立、ひきこもりや虐待といった社会的な課題など、地域生活の課題が多様化・複雑化する中、その解決に向けては、地域で暮らす人々が主役となり、地域で活動する様々な団体・事業者や行政との協働のもと、地域づくりの取組を進めていくことが重要です。

本計画は、このような社会状況の変化や、国による法制度の見直しなどの動向を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをめざし、地域福祉をさらに推進していくための方向性を示すために策定するものです。





《フードドライブ》

フードドライブとは、家庭にある余剰食品を回収し、フードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄附する取組です。

本市は、2020年度から年2回、お中元とお歳暮の時期にあわせてフードドライブを実施し、毎回200kg以上の食品が集まっています。

集まった食品は、市内の子供食堂や吹田市社会福祉協議会を通じて福祉団体等に寄附しています。

このフードドライブの取組はSDGsにも関係しています。

SDGsとは、2015年に国連総会で採択された、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことです。17のゴール・169のターゲットが定められており、「誰一人取り残さない」「多分野を組み合わせた課題解決」「環境・経済・社会の同時解決」という考えが重要とされています。

17のゴールの1つである「12 つくる責任つかう責任」の中に、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」というターゲットがあります。フードドライブの取組は、このターゲットの達成に寄与しています。

家庭で余っている食品で、食料支援を必要とする人を助けられ、SDGsの達成にも貢献できる「フードドライブ」にぜひ御協力ください。



3 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

少子高齢化・人口減少社会という我が国の大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機に対応するためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めることが必要であり、国では、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められています。2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現をめざすこととされました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この実現に向けた取組を進めるため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、2018年4月1日に施行されました。また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、2021年4月1日に施行されました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまでの地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしていくとともに、国による法改正の動向も注視しながら、引き続き、地域福祉を推進していくことの重要性・必要性を踏まえて取組を進める必要があります。



4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ(役割)

本計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する同法第107条に規定されている行政計画であり、住民参加のもとに策定されるものです。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(2016年5月施行)に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(成年後見制度利用促進計画)」及び再犯の防止等の推進に関する法律(2016年12月施行)に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

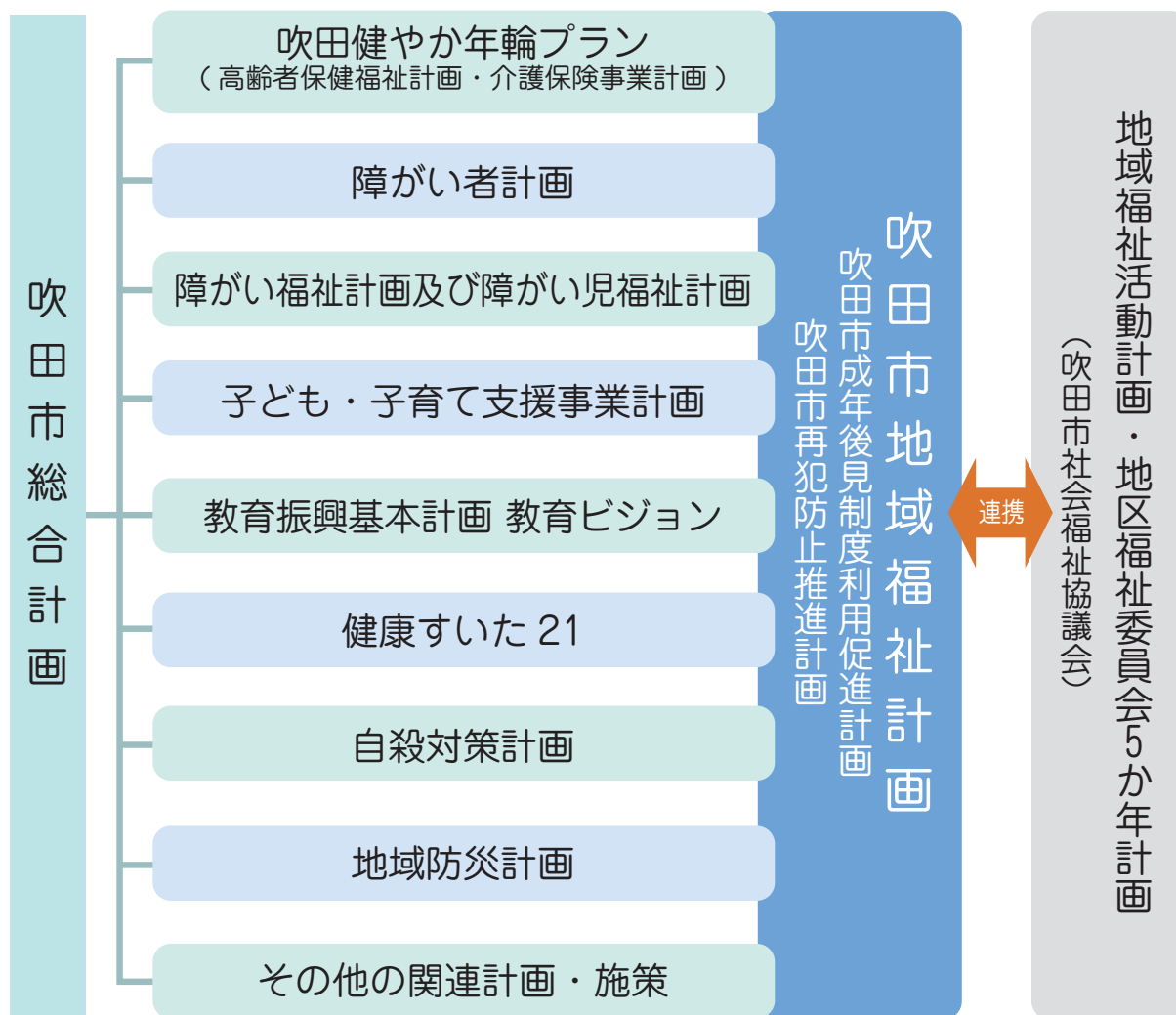
(2) 既存計画との関係

本計画は、吹田市第4次総合計画を上位計画とする福祉分野の個別計画であり、高齢者、障がい者(児)、児童、子育て、青少年の健全育成、健康づくり、防災、その他関連する各分野の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。

また、本計画と連携・協力する計画として、吹田市社会福祉協議会や地域住民の立場から地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」があります。この「地域福祉活動計画」は、吹田市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざし、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉事業者、行政などと協働しながら地域福祉を進めていくための計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。「地区福祉委員会5か年計画」は地域住民が主体となって市内33地区福祉委員会ごとに策定した中・長期の計画です。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます。

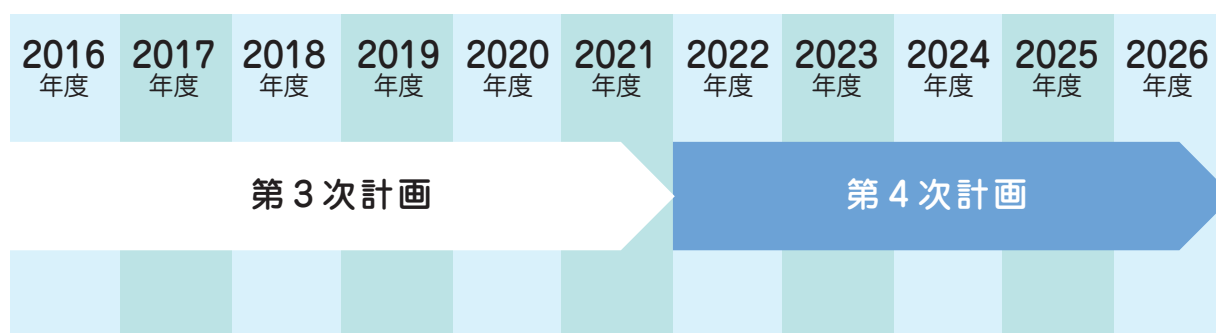


■本市の他計画との関係



(3) 計画期間

本計画の期間は、2022年度から2026年度までの5年間です。進行管理と必要に応じた見直しを行います。

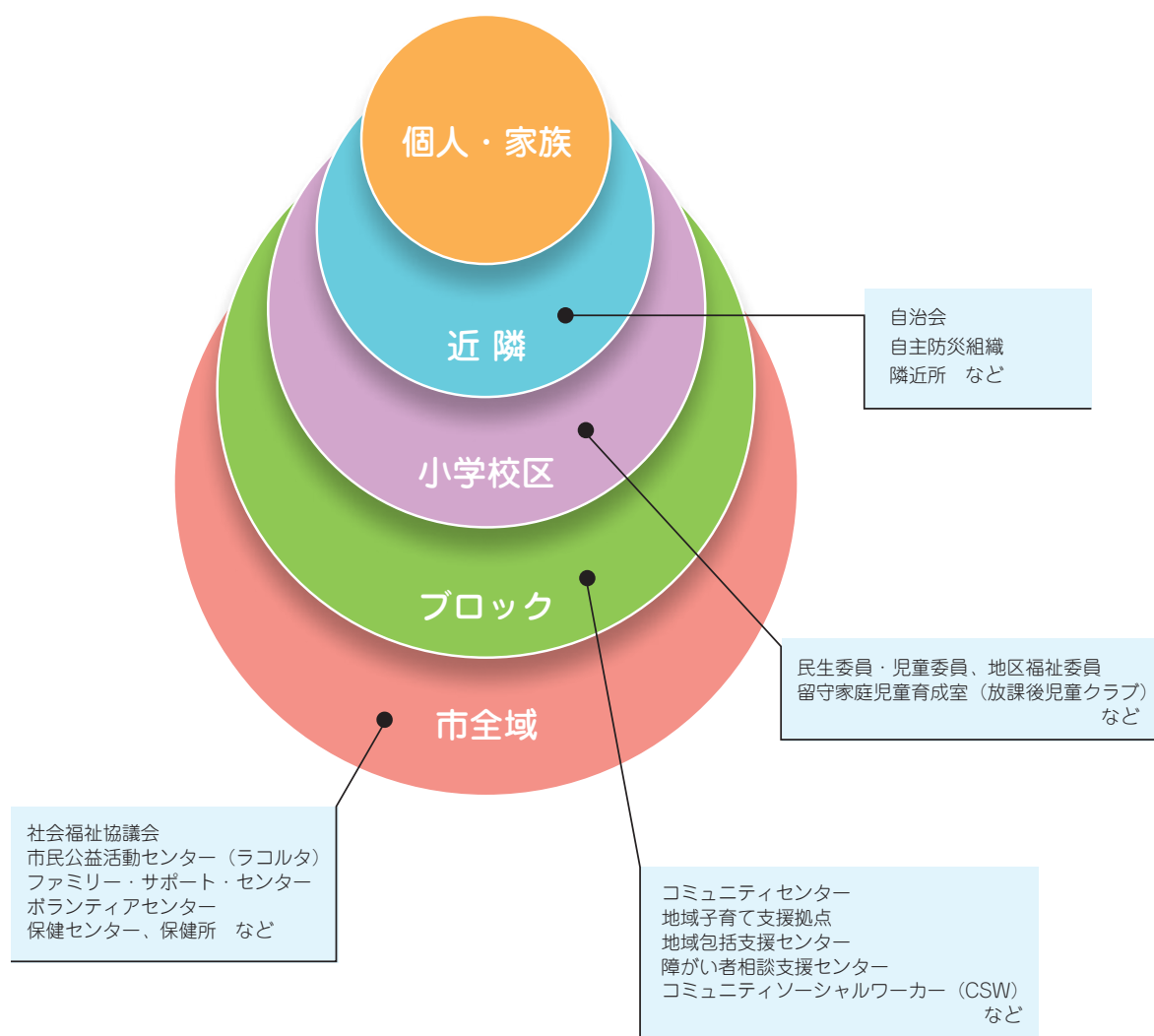


（４）地域福祉の「圏域」の考え方

地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域（エリア）を設定する必要があります。

本計画における「圏域」は、それぞれの取組内容に応じて、隣近所、自治会、小学校区、ブロック単位や全市域など多面的に捉えながら、それらを柔軟に組み合わせるなど重層的に考えます。

これにより、地域福祉活動の展開、助け合いや支え合いのネットワークの構築や福祉サービスの提供など、公民協働による地域福祉活動のさらなる推進をめざします。



※別冊資料の2ページには、本市の地域の特性を示す一例として、「地域の特性（ブロック別）」を示しています。

(5) 策定体制

「吹田市社会福祉審議会」に対し、計画策定に係る諮問を行い、吹田市社会福祉審議会に設置した「地域福祉計画推進専門分科会」において調査審議を行いました。

庁内においては、関連部局の課長級以上の職員で構成される「吹田市地域福祉計画庁内推進委員会」を中心として、計画策定に関する検討を進めました。

庁内での検討及び吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会※において、吹田市民の福祉に関する実態調査の分析や計画案の具体的な内容などについて審議が進められ、とりまとめられた計画案について答申を受けました。



※中核市移行に伴い、地域福祉計画推進委員会は社会福祉審議会の専門分科会に移行しました。

2020年3月まで 吹田市地域福祉計画推進委員会

2020年4月から 吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会

5 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

地域福祉に関わる課題や取組は、福祉・保健・医療・住まい・就労・教育・人権・防災などの多岐にわたります。

このため、地域福祉推進の主役である地域住民をはじめ、地域団体、事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体やNPOなどの地域福祉に関わる多様な主体と行政が一体となり、複雑化・複合化する地域生活の課題を把握し、その解決に向けて連携・協働を深めながら、計画を推進していきます。また、行政としては、部局間の連携や情報共有を促進するなど、いわゆる縦割りに捉われない横断的かつ柔軟な視点のもと、計画を推進していきます。

(2) 市と社会福祉協議会の連携による推進

本市の地域福祉の推進において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である吹田市社会福祉協議会との連携・協働は欠かせません。地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、本計画と吹田市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の互いの理念や課題を共有するとともに、さらなる連携強化により、計画を推進していきます。

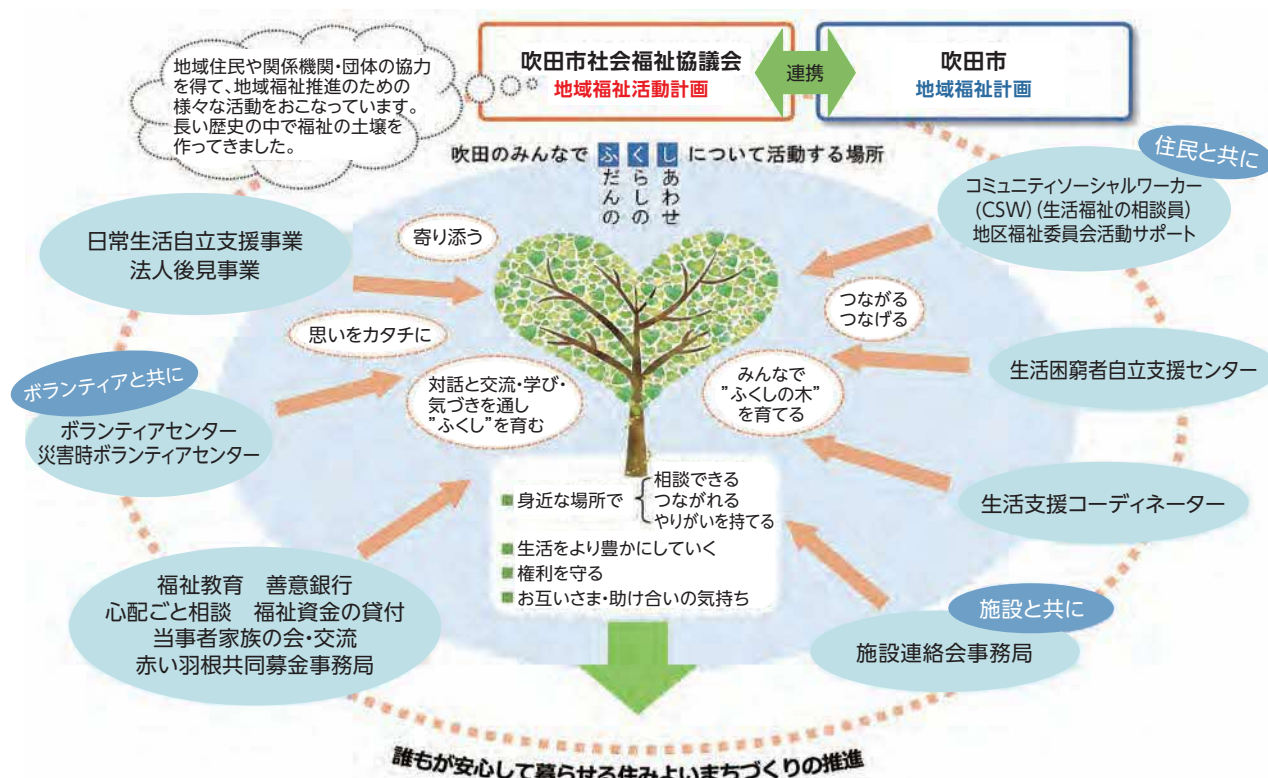
■社会福祉協議会について■

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。本市には、吹田市社会福祉協議会が設置されています。

吹田市社会福祉協議会では、地域住民同士の助け合いや支え合いの活動を支援するため、市内33地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動を進めるなど、地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。

さらに、ボランティアセンターの運営、寄附金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取組や、100を超える民間福祉施設が種別を超えて連携して地域貢献活動をしている施設連絡会事務局など、多岐にわたる活動を行っています。

複雑化・複合化していく地域課題に対応していくために、その役割は今後ますます重要となります。



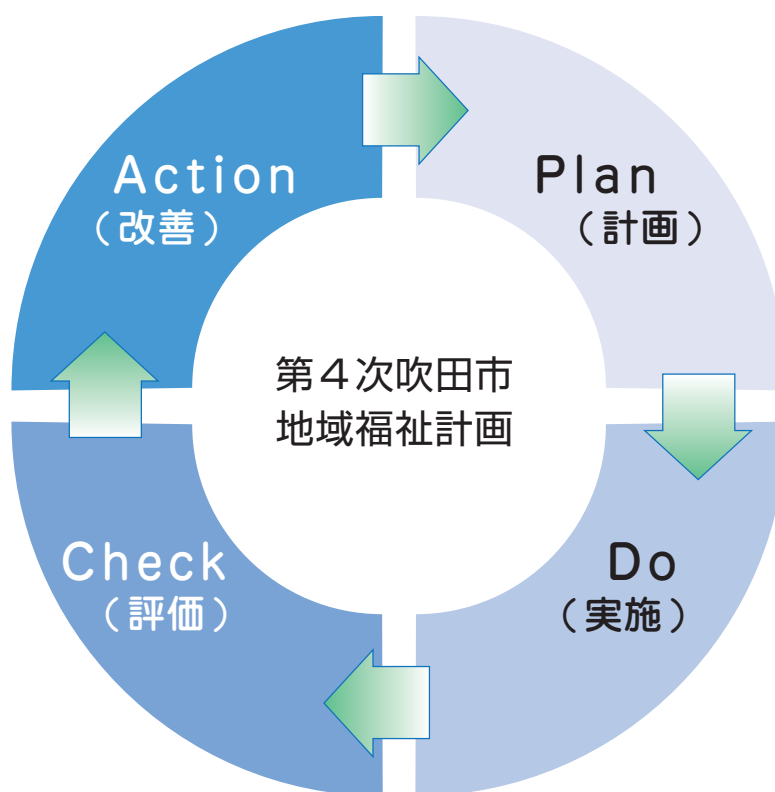
～地域共生社会をめざして～

(3) 計画の進行管理

本計画の実施期間において地域福祉の取組が一層推進されるよう、地域福祉に関わる事業などの成果や進行状況を継続的に確認・評価していくことが重要です。

このため、主に「社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会」において、Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）のPDCAサイクルに沿って計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的に取組を推進します。

また、評価にあたっては、総合計画や関連する個別計画などによる数値指標を活用するとともに、地域住民などとの協働による意識の変化のような数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



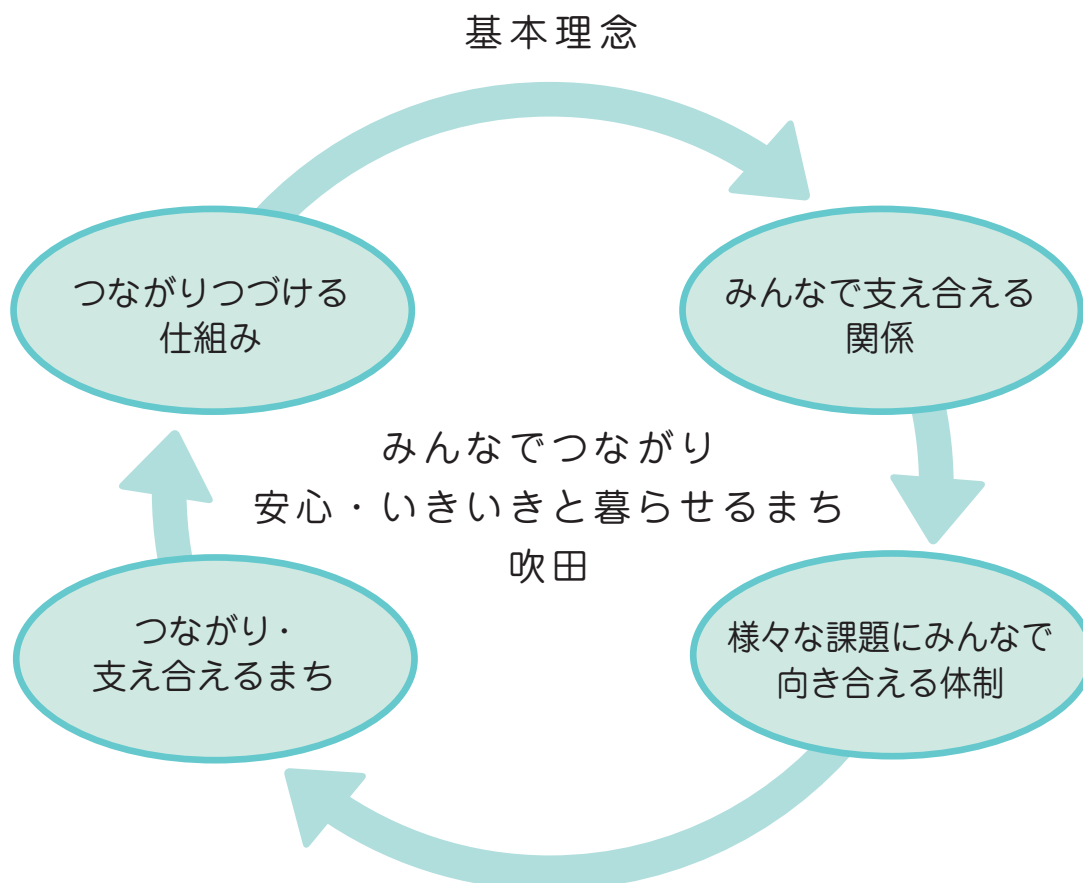
第2章 地域福祉計画の基本方向

1 計画の基本理念

少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化や頻発する大規模災害の発生などにより、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、地域における課題は複雑化・複合化しています。

このような課題の解決に取り組んでいくためには、地域住民をはじめ、地域で活動する多様な団体、福祉事業者や社会福祉協議会などの関係機関及び行政が課題を「我が事」として共有し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

本計画では、“いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり”の基本理念のもとに第3次計画までにわたって推進してきた取組を踏襲しつつ、地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田」を基本理念に、地域全体でつながりながら支え合えるまちづくりを推進します。



2 基本目標

基本理念を地域福祉推進にあたっての根本的な考え方に置き、国が示す「地域共生社会」の実現をめざし、市民アンケートや地域福祉市民フォーラム等を通して見えてきた課題を踏まえ、本計画では次の3つの基本目標を掲げ、今後5か年において重点的に推進する施策を位置づけ、地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。



（１）公民協働による地域福祉活動の推進

【現状と課題】

- ◆ 少子高齢化や核家族化の進行などにより、本市においても地域での人と人のつながりは希薄になってきています。
- ◆ 市民アンケートの結果のうち、地域生活の中で地域住民の交流について気になっていることでは、最も多かった回答は「特にない」の36.4%ですが、「住民相互の連携や助け合いが乏しいこと」は20.9%であり2番目に高い割合となっています。一方、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組では、「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」「地域の問題を自分のこととして考えること」が上位を占めています。
- ◆ 市民フォーラムでは、高齢化の進行などにより若い世代が減り、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることや、地域で孤立している人への支援などが課題に挙げられました。また、自治会や子供会に加入する人が少なくなっていること、若い世代にも地域福祉に関心を持ってもらいたいことなどについての意見もありました。

【目標達成に向けた取組の考え方】

価値観の多様化、少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における人と人のつながりが希薄化している中、子育ての不安、介護の悩み、孤立や虐待などの問題が起こっています。このような状況の中、介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの複合的な課題や、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかずに深刻な状況に陥るケースの増加など、行政の力だけでは解決が難しい課題が顕在化しています。こうした課題の解決には、地域住民一人ひとりが、地域における様々な課題を我が事として受け止め、行政をはじめ関係機関との協働のもとに、地域全体で支える力を改めて構築していく必要があります。

【必要な取組】

- ◆ 日頃から、住民同士のあいさつや声かけをはじめとした近所付き合いや顔の見える関係づくりを進めます。
- ◆ 地域福祉活動を行う団体などと行政が連携しながら、市民の地域福祉に関する意識の醸成や担い手の育成・確保に向けた支援を行うなど、地域での助け合い・支え合い活動を促進します。

(2) 総合的支援のネットワークの構築

【現状と課題】

- ◆本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、ひきこもりなどによる社会からの孤立、8050問題などの複雑化・複合化した地域生活の課題が顕在化しています。また、2018年の大阪府北部地震や台風21号の発生などから、地域での防災に関する取組の重要性が再認識されています。
- ◆市民アンケートでは、80%以上の方が暮らしや福祉のことで相談できる相手がいると回答している一方、その相手は家族や友人・知人が多くを占めており、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員・児童委員などの身近な相談支援者や各種相談窓口は低い割合となっています。地域生活の中で福祉について気になっていることでは、高齢者に関するもののほか、孤独死、児童虐待、障がい者（児）のいる世帯のこと、ひきこもりに関することや子育ての不安を抱えている世帯のことなど、様々な問題について回答がありました。また、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組では、住民の主体的な取組として「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」、行政の主体的な取組として「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」に最も多くの回答がありました。
- ◆市民フォーラムでは、地域の課題として支える側も高齢者となっていること、地域における助け合い・支え合い活動の推進と個人情報保護との関係、団体間の連携の促進、差別に関することなどの課題、また、行政に対しては、必要な情報や相談窓口を分かりやすく伝えること、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の認知度の向上などについて、意見がありました。

【目標達成に向けた取組の考え方】

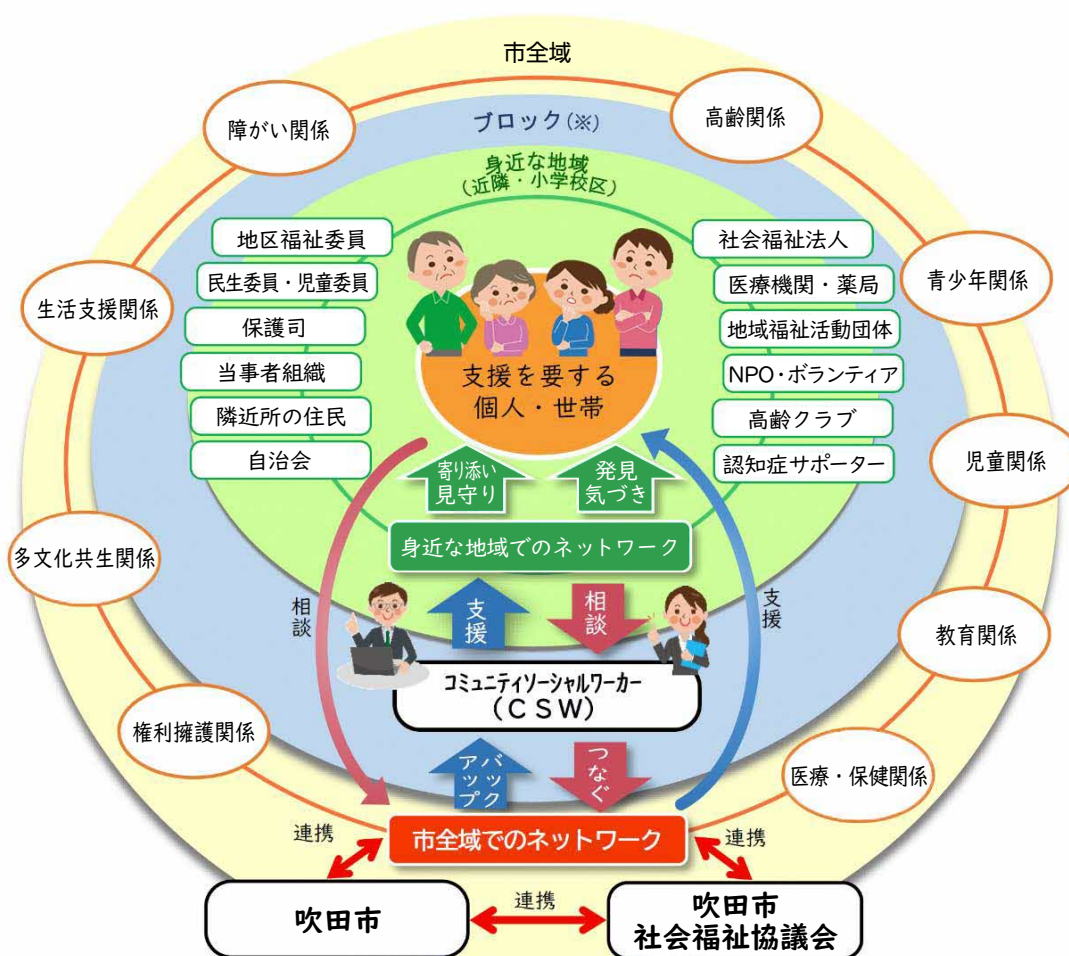
地域生活の課題の解決には地域住民同士の助け合い・支え合いが欠かせませんが、医療的なケアなど専門的な支援を必要とするもの、社会的差別の解消や虐待、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える更生保護の取組といった特段の配慮が求められるものなど、地域の力だけでは解決できない課題もあります。また、近年の相次ぐ地震や台風などの災害は、各地で大きな被害をもたらしています。高齢者を狙った特殊詐欺による被害なども課題となる中、安心・安全なまちづくりを進めなければなりません。

このような課題を含め、複雑化・多様化する地域生活の課題に対して包括的な支援が行えるよう、庁内連携体制の強化を図るとともに、地域と専門職とのつながりや相談・支援機関同士が連携・協働し、それぞれの役割の中で課題を抱えた人を掘り起こし、適切な支援に結びつけられるような連携ネットワークをつくる必要があります。

【必要な取組】

- ◆地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）はもとより、民生委員・児童委員などの身近な相談支援者や地域包括支援センターなどの既存の様々な相談・支援機関を有機的に連携させるなど、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。
- ◆地域においても適切な支援につなげられるよう、支援に必要な情報提供や各種相談支援窓口の周知などを充実させます。
- ◆地域における防災力・減災力の向上に向けた自治会、自主防災組織と福祉施設の連携や、防犯力の向上に向けた防犯協議会と警察の連携など、地域の多様な組織とのさらなる連携により、地域全体で支え合える安心・安全のネットワークづくりを進めます。

総合的支援のネットワーク イメージ図



※ブロック：一定の生活圏域などを考慮して、市域を6つに分けた区域
(詳細は「別冊資料」2ページに示しています)

（３）地域福祉活動推進の基盤整備

【現状と課題】

- ◆複雑化・複合化する地域生活の課題に対応するため、地域で活動する団体などの活動が活性化されるよう、行政としてヒト・モノ・お金・情報の面からの支援が重要です。
- ◆市民アンケートでは、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組のうち、行政の主体的な取組として「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」「行政の施策を分かりやすく住民に知らせること」「支援が必要な方が地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実」「暮らしや健康・福祉に関する相談窓口を充実させること」「災害発生時における高齢者や障がい者等への支援を充実させること」が上位5つを占めています。
- ◆市民フォーラムでは、自治会や民生委員・児童委員などの地域福祉活動の担い手が不足しており継続的な活動に不安を感じていること、世代を超えて交流できる場が必要という意見もありました。また、障がい者（児）を受け入れる施設や働く場がもっと必要であること、交通不便地域に暮らす人が免許証を返納することの課題などが挙げられました。行政に対しては、福祉サービスの充実、必要な情報や窓口を分かりやすく伝えることなどについて、意見がありました。

【目標達成に向けた取組の考え方】

地域住民による主体的な地域福祉活動をより推進・発展させるため、また、支援を必要とする人に福祉サービスを適切に提供していくためには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。加えて、雇用・就労支援、保健・医療、福祉など、総合的な生活保障のための制度の充実に向けては、国や大阪府と連携することが不可欠です。

【必要な取組】

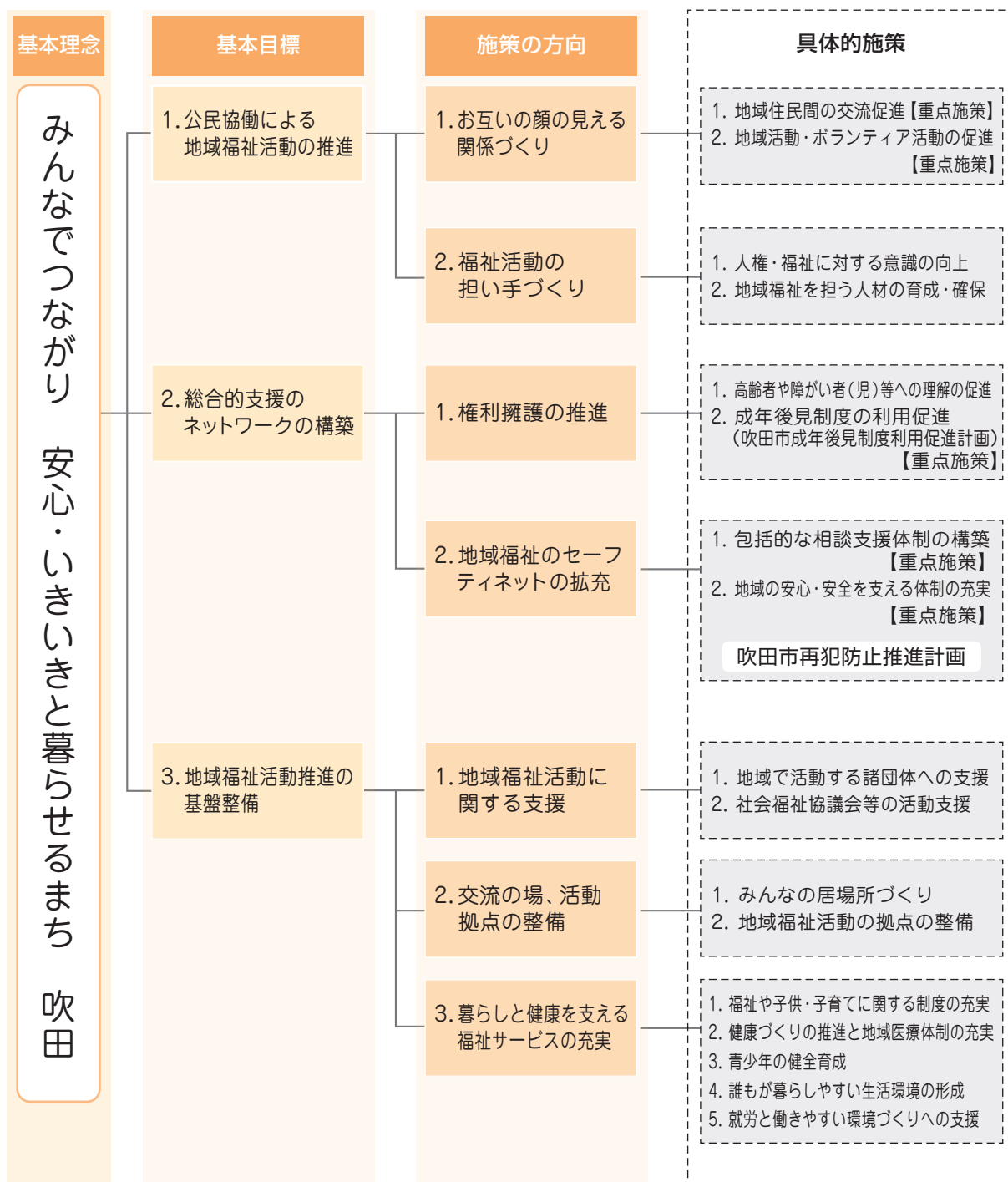
- ◆地域で活動する諸団体について、担い手や交流・活動の場の確保、補助金交付などによる財政支援や情報提供の充実を図るなど、地域福祉活動推進のための基盤整備を進めます。
- ◆支援を必要とされる人に適切に福祉サービスが提供されるよう、各種の相談窓口や制度について分かりやすく周知することや、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実を図ります。

第3章 施策の展開



「みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田」の基本理念のもと、3つの基本目標を達成するための方向性を「施策の方向」とし、それぞれの方向性に沿った地域福祉の取組を「具体的施策」として示します。また、具体的施策のうち、国による地域共生社会の実現や本市における課題の整理を踏まえ、今後、重点的に推進していくべき施策を「重点施策」として示します。

計画の施策体系



基本目標Ⅰ 公民協働による地域福祉活動の推進

施策の方向Ⅰ

お互いの顔の見える関係づくり

Ⅰ 地域住民間の交流促進

重点施策

取組の方向性

隣近所など身近な人とのつながりは、地域での顔の見える関係づくりに大切であり、地域福祉を進めるうえでの基礎となります。日頃の挨拶や声かけ、地域での行事を通じた交流など、特別なことではなく普段の暮らしの中で身近な人とつながることでも、顔の見える関係をつくることができます。また、一人ひとりがつながっていくことで、暮らしに役立つ情報を交換することや困ったときに助け合えるなど、より暮らしやすい地域づくりにもつながります。

市民アンケートの結果でも、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組として「住民相互の日常的な対話、交流、支えあい」が最も多い回答となっています。一方で、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、本市においても、地域での人と人のつながりは希薄になってきており、地域住民同士の交流促進に向けた取組を進めることが重要となっています。

このため、自治会活動、ふれあい昼食会、子育てサロンや地区市民体育祭等の地域住民間の交流活動を行う各種団体との連携を深め、活動や行事に係る市民への周知・啓発などの情報発信に努めます。また、障がい者（児）や子育て中の人でも参加しやすい配慮や仕組みを整えるなど、地域の誰もが参加しやすい活動・行事となるような環境づくりに努めます。さらに、これら地域団体と福祉施設などの多様な主体の交流機会の確保について検討を進めるなど、地域住民間の交流促進に向けた取組を推進します。

関連する主な事業

- コミュニティ活動支援事業
- 市民公益活動事業
- 地域福祉活動推進事業
- 介護予防事業
- 高齢者生きがい活動センター管理事業
- 生涯スポーツ促進事業など

2 地域活動・ボランティア活動の促進 重点施策

取組の方向性	関連する主な事業
自治会などの地域活動や様々なボランティア活動は、義務や強制ではなく、自らの意思で参加し、取り組んでいけるものです。また、活動を通じて、多様な問題に柔軟に取り組むことができ、自分自身や周囲に良い影響を与えることができる力を持っています。 しかしながら、市民アンケートの結果では、6割以上の方が「地域活動に参加していない」と回答しています。また、活動に参加しやすくなるために「活動に関する情報を積極的に発信すること」、「気軽に相談できる窓口の設置」や「活動できる拠点や場所を整備すること」などが求められています。 このため、地域活動やボランティア活動に関する情報を幅広い層の市民に発信し、興味や参加意欲を高めることで、実際の活動につながる機会のさらなる充実を図ります。また、こうした活動に取り組む団体などに対して、引き続き、活動費に対する補助金の交付やコミュニティビジネスに関する情報提供を行います。 さらに、社会福祉協議会や市民公益活動センターなどと連携し、活動団体の立ち上げや地域活動への参加に関する情報提供・支援を行うとともに、交流の場や機会の提供等を通じて、活動団体、事業者同士の連携を促進するなど、活動の促進に向けた支援を進めます。	● コミュニティ活動支援事業 ● 市民公益活動事業 ● 地域福祉活動推進事業 ● 介護予防事業 ● 包括的支援・社会保障充実事業 ● 生涯スポーツ促進事業 など

■ 評価指標（具体的な指標値は「別冊資料」38ページ参照）

- 自治会加入率
- 小地域ネットワーク活動の延べ参加者数
- 高齢者生きがい活動センターの利用者数

《コロナ禍での地域福祉活動》

全世界で流行した新型コロナウイルス。感染拡大防止の観点から吹田市社会福祉協議会の事業をはじめ、今まで実施してきた様々な地域福祉活動が自粛することとなりました。そのような中、感染状況に応じて、今までのつながり、そして新たなつながりづくりを通じて、様々な活動にチャレンジしています。

電話や手紙を使った声かけ見守り活動

初めて緊急事態宣言が発令された2020年5月頃、地区福祉委員会や吹田市民生・児童委員協議会、そして吹田市ボランティア連絡会が中心となり、主に一人暮らし高齢者や障がい者などを対象にした電話や手紙での見守り声かけ活動が実施されました。電話を受けた方からは、身近な場所で自身のことを案じてくれている人がいることが、大きな心の支えになったとの声が多く聞かれるようになりました。

昼食会ができないなら…ふれあい外出配食の開催

コロナ禍前は、地区福祉委員会が実施する一人暮らし高齢者を対象とした「ふれあい昼食会」が、身近な場所で交流できる場となっていました。コロナ禍では対面することが難しくなり、活動を自粛することとなりましたが、「コロナの影響で自宅に閉じこもりがちになっている高齢者のために何か活動ができないか？」という思いから、「ふれあい外出配食」という新たな活動が生まれました。

ふれあい外出配食は、高齢者の外出するきっかけづくり、安否を確認する機会を目的に公民館や市民ホールなどの活動拠点でお弁当や生活情報チラシ等をお渡しする活動です。コロナ禍で実施できないふれあい昼食会の代替え活動として、多くの地区で実施されています。

「やっと、会えたね」「元気にしてた?」「みなさんの笑顔を見れてホッとしたわ」と数分間の対面ではありますが、どの地区でも久しぶりの再会に高齢者の安堵の表情がたくさん見られました。コロナ感染者数が少し落ち着いた際には、お弁当を配付する前に短時間で体操や専門職による講座を実施する地区もあります。その時々状況に応じて、活動を柔軟に変化する力を持っているのが吹田の地域福祉活動です。



学生の力を地域の力に

●「手書きの手紙」

コロナ禍で人とのつながりが少なくなっている高齢者へ学生が手紙や広報誌を作成し、それを地区福祉委員会が実施する声かけ見守り活動や、ふれあい外出配食の際に届けてもらいました。手紙を受け取った方からは「メッセージでパワーがもらえた」「陰ながら見守ってくれている、気にかけてくれている学生さんがいることを嬉しく思います」等のお返事もありました。



●「ICTでのつながり」

コロナ感染者数が落ち着き始めた際には、学生をはじめ地区福祉委員会や地域包括支援センター、福祉事業者などと連携してICT（インターネット等の情報通信を利用したコミュニケーション）が苦手な高齢者を対象に「スマートフォン講座」を実施しました。日ごろ、スマートフォンを使い慣れている学生がサポーターとして大活躍し、講座では、「学生さん！次はこっちや、こっちや♪」「学生さん、どこからきてくれたん？」「ありがとう。家に帰って復習してみるわ♪」と参加者の声。学生からは「笑顔になれる場所がこんな近くにあったなんて気づかなかったです。」との声。学生がいるだけでその場の雰囲気が明るくなります。

これからも、若い力が地域で輝けるような機会を創出します。



施策の方向 2

福祉活動の担い手づくり

1 人権・福祉に対する意識の向上

取組の方向性

人権や福祉意識の向上を図っていくためには、行政が主導するばかりでなく、地域や家庭など身近なところで地道に啓発活動が続けることが最も重要です。

誰もがお互いを理解し、尊重し合えるよう、人権や福祉に関して気軽に学習できる場を提供したり、地域に密着した啓発活動を行う等、人権・福祉に対する意識の向上に向けた取組を進めます。

関連する主な事業

- 地域福祉施策推進事業
- 生涯学習事業
- 人権啓発事業

など

2 地域福祉を担う人材の育成・確保

取組の方向性

地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいますが、担い手不足や高齢化により、地域福祉を担う人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

まだ福祉活動に参加していない人が、地域福祉活動に関心を持ち、気軽に参加してもらえるよう、活動のすばらしさを伝えられるような周知に努めていきます。

関連する主な事業

- 包括的支援・社会保障充実事業
- 図書館主催事業
- 青少年指導事業

など

■ 評価指標（具体的な指標値は「別冊資料」38 ページ参照）

- 障がい者サービスボランティア協力者数
- 青少年指導者講習会の参加者数

《福祉教育》

吹田市社会福祉協議会が実施する福祉教育は、市内の小中学生を対象にアイマスク体験や車いす体験、障がい当事者の講話などを通じて、「ふだんのくらしのしあわせ」について学び、自分たちにできることを考えるきっかけづくりを進めています。また、「ふ・く・し」は高齢者や障がい者のためだけではなく、自分たちの身近な生活の中にあることも伝えています。さらに、体験学習だけで終わらず、「誰もが安心して暮らせるまちってどんなまち？」「自分たちにできることは？」をテーマに児童・生徒が意見交換をし、地域の一員としてより主体的に生活できるような場づくり（すいこれin小中学校）にも取り組んでいます。

吹田市社会福祉協議会が推進している福祉教育の強みは、地域とつながる福祉教育として地区福祉委員会をはじめとするボランティア、そして福祉施設など多くの方々と共に福祉教育に取り組んでいる点にあります。ボランティアや福祉施設職員との交流を通じて「こんな活動をしている人が身近にいるんだ」「こんな福祉施設があったんだ」など、子供たちにとって、たくさんの学びや気づきを得る場、福祉への関心を高める機会となっています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、これまでの取組が中断されることもありましたが、接触や密集を避ける方法を検討しながら、コロナ禍でも「ふ・く・し」について学ぶ場の確保を学校やボランティアと話し合いながら進めてきました。例えば、アイマスクや白杖などの道具を使わない体験や、オンラインを活用して当事者の講話を聞く方法に変更し、「ふ・く・し」について伝えてきました。

コロナ禍だからこそ、他者を思いやり、違いを理解し、認め合いながら「誰もが安心して暮らせるまち」を共に考える福祉教（共）育を一層進めていきます。



基本目標 2 総合的支援のネットワークの構築

施策の方向 1

権利擁護の推進

1 高齢者や障がい者（児）等への理解の促進

取組の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民一人ひとりがお互いの個性を認め、尊重することが大切です。医療や介護が必要となっても、障がいがあってもなくても、地域の一員として暮らしていけるよう、認知症や障がいなどへの理解を促進する取組を進めます。

関連する主な事業

- 認知症サポーター養成事業
- 障害者基幹相談支援センター事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者生活支援事業
など



2 成年後見制度の利用促進 ～吹田市成年後見制度利用促進計画～

重点施策

取組の方向性

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る援助者を選ぶことで、その人の生活を法的に支援するための制度です。この制度は、地域共生社会の実現に向けても重要であり、2016年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されるなど、国全体として成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

本市では、ちらしの作成・配布などにより、制度の普及・啓発に努めていますが、市民アンケートの結果では、制度を知らないと回答した人は61.6%となっています。また、制度の利用意向がある人の多くは「家族・親族に援助者になってほしい」と考えており、制度の利用意向がない人では「制度を使わずとも家族がいる」と考えている人が最も多い状況であり、制度の利用意向の有無に関わらず家族に支援を求める傾向が見られます。

しかしながら、少子高齢化の進行とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、認知症などで判断能力が不十分となった人を家族だけで支援することは難しくなると推測されます。また、知的障がいや精神障がい者（児）の親亡き後の生活に不安を抱える人がいる状況があります。

このような状況を踏まえ、本項目を「吹田市成年後見制度利用促進計画」に位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等、成年後見制度の利用促進に必要な機能について検討を進めます。

関連する主な事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者生活支援事業
- 地域福祉活動推進事業
など

■ 評価指標（具体的な指標値は「別冊資料」38ページ参照）

- 認知症サポーターの養成者数（累計）
- 障がい者週間記念事業の啓発行事への参加者数
- 成年後見制度の認知度
- 日常生活自立支援事業利用者数

《成年後見制度と日常生活自立支援事業》

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方（本人）の権利を守る援助者を選ぶことで、本人の生活を法律的に支援する仕組みです。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって法的に権限を与えられた後見人などが選ばれる制度です。任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるときに、あらかじめ支援してくれる人（任意後見人）と支援してもらう内容を自分で決め、公正証書により契約（任意後見契約）を結んでおく制度で、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が生じます。

本人の状態		類型	同意（取消し）・代理できること
判断能力が全くない （普段の買い物も自分ではできない）	法定後見制度	後見	すべての法律行為を取り消したり、本人の代わりに行うことができます。 ※日常生活に関する行為は取り消すことができません。
判断能力が著しく不十分 （普段の買い物はできるが、重要な取引はできない）		保佐	重要な法律行為について同意又は取消しをしたり、特定の法律行為を本人の代わりに行うことができます。
判断能力が不十分 （普段の買い物はできるが、重要な取引は一人では不安）		補助	特定の法律行為について同意又は取消しをしたり、本人の代わりに行うことができます。
判断能力が十分ある （今は大丈夫だが、これから先のことが不安）	任意後見制度		

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でないために、自分で福祉サービス利用などを決めることが不安な方やお金の管理に困っている方が、地域で自立して生活できるようにお手伝いする事業です。事業のサービス内容は、①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③通帳や証書類、はんこなどのお預かりです。利用契約後、市町村社会福祉協議会の専門員と生活支援員が本人の生活をサポートします。

I 包括的な相談支援体制の構築 **重点施策**

取組の方向性

本市では、地域住民一人ひとりの助け合い・支え合いや、地域住民主体の声かけ・見守り活動をはじめとした地域福祉活動が活発に行われています。また、様々な相談支援者や地域福祉団体と行政の連携により、地域住民の暮らしの課題解決に向けた支援が行われています。

しかしながら、社会情勢の変化などにより、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化していることから、これまで以上に身近な地域にある様々な相談支援機関で気軽に相談ができ、そこから適切なサービスや専門の支援機関に円滑につなげていけるような包括的な相談支援体制を構築する必要があります。

このため、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や民生委員・児童委員などの身近な相談支援者、様々な福祉施設や社会福祉協議会など相談支援機関の役割について、多様な媒体や地域活動の場を活用して分かりやすい広報に努めるとともに、多様な相談支援機関との連携や機能の充実を図り、誰もが気軽に相談できる環境づくりを進めます。

また、地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)については、地域ごとの課題の把握・分析や地域活動のコーディネートに関する取組を促進させるなど、地域づくりのプランナーとしての機能強化を図ります。

併せて、庁内における連携体制を強化するとともに、社会福祉協議会を中心に多様な関係機関が集い、分野横断的に課題解決に向けた検討を行う会議体を設置し、分野をまたぐ課題や制度の狭間にある課題に適切に対応できる体制づくりを進めるなど、多機関の連携・協働のもと、地域全体で支え合える力を強化し、様々な課題に対応しながら適切な支援につなげることができる包括的な相談支援体制の構築を進めます。

関連する主な事業

- DV防止対策事業
- 家庭児童相談事業
- 地域福祉活動推進事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 包括的支援事業
- 障害者基幹相談支援センター事業
- 青少年活動サポートプラザ相談事業
など

《福祉施設・事業所と一緒にふくしのまちづくりに取り組んでいます》

「吹田市社会福祉協議会施設連絡会」

◆吹田市社会福祉協議会施設連絡会（施設連）とは

- ・市内の民間福祉施設が集まり、2005年度に設立されました。
- ・施設の種別を越えて協働し、さまざまな地域貢献活動に取り組んでいます。
- ・2021年9月末現在105施設が加盟しています。

◆こんな活動をしています

主に次の活動に取り組んでいます。

・「つながる」活動

施設の種別を越えて共通するテーマを題材に研修を実施する他、地域住民と共に研修交流会を開催し、日頃から顔の見える関係づくりに取り組んでいます。



・「つくる」活動

地区福祉委員会活動への講師派遣や場所提供、学校の福祉教育では職員や施設利用者によるお話などを行い、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

・「支える」活動

「吹田しあわせネットワーク」と名付け、生活困窮などの福祉課題を抱えた方に対して、施設職員が相談支援や食料品や家電製品等の現物給付などを行っています。

◆コロナ禍での課題にも取り組んでいます

コロナ禍で生じた新たな生活課題の解決に向けても吹田市社会福祉協議会と共に取り組んでいます。

・「きららとあそぼ!」「みんなとあそぼ!」

子育て中の保護者や高齢者が地域で孤立しないようにと、自宅でできる親子遊びや高齢者向けの体操等の動画配信を行っています。



・「未来がきらり☆吹田学生応援プロジェクト」

コロナ禍で生活に影響を受けた学生へ食料品や応援メッセージを配付しています。

これからも地域の皆さんの声を聞きながら、地域の皆さんと一緒に、ふくしのまちづくりに取り組みます。

《コミュニティソーシャルワーカー（CSW）》

現在、13名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が市内で活動しています。おおむね小学校区を単位とした市内33地区を6ブロックに分けて担当区域とし、地域の福祉活動の支援、個別の相談に応じ、地域に出向く「生活・福祉の相談員」として、「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」を進めています。



地域の福祉活動の支援

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、各小学校区に組織された地区福祉委員会が取り組む子育てサロンやふれあい昼食会等の地域福祉活動に参加し、地域みなさんと日頃から顔を合わせ、地域住民の声や変化に寄り添い、地域住民と共に福祉のまちづくりを進めています。コロナ禍では、他者とふれあうサロン活動や昼食会など、身近な場所で集うことが困難になりましたが、「何かできることはないか？」と地区福祉委員会の想いに寄り添い、声かけ見守り活動やふれあい外出配食（一人暮らし高齢者の外出の機会の創出・安否確認を目的に実施）、高齢者を対象にしたオンライン講座等、共に考え、できることをカタチにしてきました。



個別の相談支援

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、身近な場所で住民の困りごとを受け止めてくれる地区福祉委員会や民生委員・児童委員、そして専門機関と連携しながら、地域福祉活動や必要なサービスの紹介など「つなぐ」役割を担っています。相談者は、高齢者や障がい者、子育て世帯、就労中の方など様々です。最近では、ひきこもりに関する相談も増えてきています。ひきこもりの相談については、当事者自身が障がいを認識していなかったり、サービスを拒否するなど、支援が長期化するケースが増加しています。これからは、「課題解決のための支援」に加え、当事者との信頼関係をつくり、本人を孤立させないような支援にも力を入れていきます。



2 地域の安心・安全を支える体制の充実 **重点施策**

取組の方向性	関連する主な事業
近年、全国各地で地震や台風、局地的な集中豪雨など自然災害が頻発、激甚化している中、地域における防災や減災に向けた取組の重要性が再認識されています。また、女性や子供、高齢者を狙った犯罪や巧妙化する特殊詐欺などの被害を未然に防ぐことや、新たな感染症やテロといった危機事象に対する懸念が高まっています。 2018年に発生した大阪府北部地震や台風21号は本市にも甚大な被害をもたらし、改めて防災・減災の取組や、災害時要援護者の支援に関する課題が浮き彫りとなりました。このような中、本市では防災ブックやハザードマップの作成・配布、自主防災組織の結成や防災訓練の実施に向けた支援、災害時要援護者支援に向けた地域支援組織との協定締結など、様々な災害への備えや対応の強化に向けた取組を進めています。また、防犯カメラの設置、警察や防犯協議会と連携した防犯講座の実施や地域青色防犯パトロールの活動支援など、地域全体の防犯力向上、防犯意識の高揚や見守りの強化に向けた取組を進めています。 様々な危機事象や犯罪に備えるためには、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした地域住民などが連携して行う防災活動である「共助」なくしては、災害に対処することは困難となっています。大規模な自然災害の発生をはじめ、想定を上回るような事態にあっても、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めていかなければなりません。 このため、地域との連携をさらに深めながら、災害への事前の備えや助け合いに関する周知・啓発、情報伝達体制の強化に向けた取組を進めます。また、全ての地域において自主防災組織が結成され、災害時要援護者支援に係る協定が締結できるよう、地域住民の災害に対する意識の向上や地域防災リーダーの育成などの取組を進めます。防犯対策については、引き続き、地域での見守り活動を行う団体への支援を行うとともに、警察や防犯協議会などと連携しながら、安心安全の都市（まち）づくりを推進します。	● 防災対策事業 ● 地域防犯推進事業 ● 地域福祉活動推進事業 など

■ 評価指標（具体的な指標値は「別冊資料」39ページ参照）

- 地域包括支援センターの認知度
- 吹田市社会福祉協議会の認知度
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の（延べ）相談対応回数
- 自主防災組織の結成数（連合自治会単位・単一自治会単位）
- 災害時要援護者支援に関する協定締結地区数

～吹田市再犯防止推進計画～

国の刑法犯の認知件数は、2019年には戦後最小となりましたが、一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続け、48.8%となっています。

犯罪をした人の中には、(出所時に)住居や就労先がなく生活が成り立たないことや、福祉的な支援が必要にも関わらず適切な支援を受けられていないことなどから、再び犯罪に手を染める人が多い状況です。

再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

＜取組の方向性＞

- 社会を明るくする運動を通じて再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 保護司など更生保護関係者の活動支援の充実を図ります。
- 住居や就労、保健医療や福祉などの関係機関との連携を促進します。



《更生保護の取組》

更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することで、再犯や非行を防ぎ、その自立や更生を助け、また、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の方の更生保護に対する理解や協力を得ることが必要不可欠です。誰もが暮らしやすい社会づくりをめざし、法務省や保護観察所などの行政組織や多くの民間ボランティアが活動しています。

保護司(会)

保護司とは、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支える民間ボランティアであり、また、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員でもあります。主な職務は、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するための啓発活動などです。

本市においては、69名※が活動しており、吹田市に居住する者で構成される吹田地区保護司会に所属し、「更生保護サポートセンター吹田」(津雲台1丁目2番1号)等で保護観察対象者への面談等の処遇活動や過去に犯罪をした人や非行のある少年の生活に関する相談などを行っています。

更生保護女性会

更生保護女性会とは、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現を目的に、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。

本市においては、248名※の会員が在籍し、矯正施設や更生保護施設などへ訪問し、入所者と交流する活動やバザー、募金活動を実施しているほか、矯正施設や更生保護施設への寄附活動などを行っています。

BBS会

BBS会とは、「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。

本市においては、21名※が在籍し、非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」や子供たちの居場所づくりとして子供たちが自由に遊べる場所の提供(KIKO活動)などを定期的に行っています。

協力雇用主

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。協力雇用主は、保護観察所で登録手続き等を行います。本市においては、有志の協力雇用主12社※からなる吹田地区協力雇用主会があります。

【市の取組】

就労支援

民間企業等への常用雇用をめざす就職活動支援のために、2008年から保護観察対象者を短期間会計年度任用職員として雇用する取組を行っており、勤務状況証明書の交付なども行っています。現在までに延べ9名※を雇用し、内3名※が任用期間を満了しました。

更生保護推進【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

本市では、市長を実施委員長として、吹田地区保護司会などのボランティア団体等を中心に41団体※で駅頭啓発、市民集会、地域集会などを通じて本運動の周知と更生保護機運の醸成に努めるとともに、ポスター・ちらし・標語パネル等による広報活動を行っています。

保護司として心がけていること(吹田地区保護司会会長)

- (1) 保護観察対象者と同じ目線に立ち、また、監督者としてだけではなく、協力者であり、支援者(味方)であることを最初に十分に理解してもらえるようにしています。
- (2) 面接(談)時には、趣味や興味のある話題を捉えて話をするなど、話をしやすい雰囲気作りに努めています。
- (3) 保護観察対象者それぞれに寄り添い、意思や個性に沿った就労支援、住居支援などの生活環境整備に努めています。

※の数は全て2021年12月1日現在のものです。

《「避難地」・「避難所」・「福祉避難所」》

皆さんは、この3つの違いが分かりますか？

「避難地（指定緊急避難場所）」

洪水等で災害発生のおそれがある場合に一時的な安全確保のために急いで逃げるための場所です。

「（指定）避難所」

災害発生後に、居宅が全半壊になった罹災者が、自宅修繕や仮設住宅等に引っ越すまでの間、一時的に居住する場所です。避難所での生活については、災害救助法（1946年）で、基本的に7日間、食料等を配布することが決められています。

【吹田市の取組】

浸水想定区域にかかる南部地域については、民間施設等の協力を得て指定した津波・洪水避難ビルや指定緊急避難場所をホームページや防災講座等でお伝えしています。

近年では感染症対策、要配慮者や性の多様性など多様性を認め合う社会として、政府はホテル等の活用も含め指定避難所以外の避難も柔軟に検討するような考え方を示していることから、本市でも避難所での感染症対策物品の備蓄増強を行うとともに、避難所以外の避難方法として、親戚や知人宅への避難の啓発や市内ホテルとの災害時応援協定の締結を進めています。また、避難所の施設管理者に対し、福祉的な視点を持って、要配慮者が避難所内でも比較的落ち着けるような場所を「福祉避難室」として提供するなどの配慮を求めています。

災害が起こった際には、まず自身の身を守り、ご家族が離れていてもどこにどういった方法で避難し、再会するかについて、是非ご家族で話し合っって共通認識をもっていただくことが重要です。



避難所運営訓練（様子）

「（指定）福祉避難所」

小学校等の指定避難所では避難生活が難しい障がい者の方や要介護の方などの要配慮者を対象に避難を受け入れる2次避難施設です。

2021年12月1日現在で主に福祉施設など29施設を指定しています。災害時には施設の受入体制が整い次第、順次開設していきます。



開設訓練（様子）

【吹田市の取組】

2016年4月14日に発生した熊本地震では、指定福祉避難所に避難者が押し寄せ、配慮が必要な方が利用できなかったことがありました。本市でも同様の事態が起こらないよう、要配慮者支援施設としての指定福祉避難所の役割などについて、市民の理解と協力が得られるよう、ホームページや市報等での啓発活動に努めています。また、新規施設の指定の取組を進めるとともに、毎年、指定福祉避難所運営調整会議等で、開設・運営マニュアル、開設・運営訓練など災害時の指定福祉避難所の運営について情報共有や意見交換会を行っています。

基本目標 3 地域福祉活動推進の基盤整備

施策の方向 1

地域福祉活動に関する支援

地域で活動する諸団体への支援

取組の方向性

複雑化・複合化した地域課題に適切に対応するためには、各地域団体の活動の活性化を図るとともに、より一層地域との連携を強化し、様々な取組を進めていく必要があります。

民生委員・児童委員や地区福祉委員、保護司など、身近な相談支援者の役割や活動内容をわかりやすく周知するとともに「やりがい」をPRするなど、それぞれの団体が地域でより活動しやすい環境づくりに努めます。

また、財政的支援のほか、複雑な課題に対応するための独自研修の実施、団体同士の交流促進など、行政として必要な支援を行います。

関連する主な事業

- 地域福祉活動推進事業
- こどもプラザ事業
- シルバーワークプラザ管理事業
- 高齢者生きがい対策事業
- 障害者社会参加促進事業
- 商店街等支援事業

など



《民生委員・児童委員の活動及び担い手確保》

私の父が60年前に民生委員・児童委員をしていた当時は、生活に困窮された方が自宅に多く訪問されていたのを覚えています。その後、私も民生委員・児童委員を拝命し、急速な高齢化など社会情勢が大きく変化する中、生活困窮者だけでなく、高齢者、子育て世帯、障がい者への支援など、委員の業務は多岐にわたってきていると感じます。しかし、委員活動は、あまり地域で目立つものではありません。もちろん多くの委員が「やりがい」や「喜び」を見出しながら、日々活動しています。

ただ地域のつながりが希薄化する中、委員の「やりがい」や「喜び」だけでは、次世代の担い手はなかなか見つかりません。民生委員・児童委員も、自治会などと同様、次世代の担い手確保が全国的な課題となっています。大阪府社会福祉協議会が2020年度に実施した府内の民生委員・児童委員を対象とした担い手確保・活動環境改善に関する調査研究事業の結果、5つの施策提案がなされています。

1. 委員の悩みや苦勞を支える仕組みと“1期目の壁”を乗り越えるサポートの充実
2. 働きながら委員活動を両立できる環境の整備
3. 次代を担う委員の参加促進と委員活動の“見える化”の推進
4. 自治会・町会だけに依存しない多様な委員選出の仕組みの構築
5. 担い手確保・活動環境改善に向けた新たな試みの推進

吹田市民生・児童委員協議会でも、この施策提案を受け、委員のサポート体制の充実、ICT化の推進など活動環境の改善、大学との連携などによる委員活動の見える化（PR）について企画・検討をすすめ、民生委員・児童委員制度が持続可能なものとなるよう取り組んでまいります。

このコラムをお読みになられた方で、目配り、気配り、心配りができ、他人の困りごとを放っておけない方がいらっしゃいましたら、ぜひ一緒に活動してまいります。

吹田市民生・児童委員協議会副会長

2 社会福祉協議会等の活動支援

取組の方向性

吹田市社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的に組織された団体であり、地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に、本市の地域福祉活動推進の要となって様々な活動を展開しています。また、本市における包括的な支援体制の構築においても、重要な役割を担う団体として期待されています。

一方で、依然低い状況にある同協議会とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の市民認知度の向上、また、複雑化する市民ニーズに適切に対応していくため、地域団体、事業者や行政とのさらなる連携強化が必要です。

このため、各種の媒体やイベントの活用等により、同協議会の役割や地域福祉活動に関する市民への周知・啓発の取組を推進します。また、会議等の様々な機会を通じて市職員とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が情報交換を行い、互いの役割や業務に対する理解を深めながら、地域団体や行政との連携強化に向けた仕組みづくりを進めていきます。

関連する主な事業

- 地域福祉活動推進事業
- 高齢者生きがい対策事業
など

■ 評価指標（具体的な指標値は「別冊資料」39ページ参照）

- 民生委員・児童委員の人数
- 単位高齢クラブ数
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度



施策の方向 2

交流の場、活動拠点の整備

I みんなの居場所づくり

取組の方向性

認知症高齢者や生活困窮世帯など、支援を必要とする人を適切な福祉サービスにつなげるには、支える人と支えられる人が普段から顔の見える関係でつながっていることが大切です。

誰もが気軽に立ち寄れる「まちの縁側」や子供支援の一環である「子供食堂」などの事例を広く紹介するなど、地域住民が主体となって、これらの『居場所づくり』に取り組むことができるよう支援します。

また、様々な世代の市民が気軽に利用することで世代間交流の場となる「ふれあい交流サロン」、子供が安心・安全に過ごせる場や体験活動の機会となる「太陽の広場・地域の学校」などの取組についても、引き続き、地域の協力を得ながら着実に進めていきます。

関連する主な事業

- ふれあい交流サロン補助事業
 - こどもプラザ事業
- など

2 地域福祉活動の拠点の整備

取組の方向性

地域活動が活発に展開されるためには、活動の場の充実が必要ですが、参加者の増加などにより、地域によっては従来の活動拠点ではスペースが手狭になっているなどの課題があります。

公共施設においては、改修や建替え等の機会を捉えて、必要とされる機能と場所の確保を検討し、より利用しやすい環境づくりに努めます。

また、条例により一定規模以上の共同住宅開発時には集会施設の設置を義務付けるなど、地域活動の場が適正に整備されるよう努めます。

この他にも、吹田市社会福祉協議会の施設連絡会が実施する地域への施設開放など、民間主体の取組が有効に活用されるよう周知等に取り組めます。

関連する主な事業

- 総合福社会館管理事業
- など

■ 評価指標（具体的な指標値は「別冊資料」39ページ参照）

- ふれあい交流サロン設置数
- こどもプラザ事業実施回数
- 貸館の延べ使用件数（総合福社会館）

施策の方向3

暮らしと健康を支える福祉サービスの充実

1 福祉や子供・子育てに関する制度の充実

取組の方向性

地域には、経済的な困窮や障がいなどにより、何らかの福祉サービスを必要としていたり、子育ての不安があるなど、様々な暮らしの課題を抱える人がいます。

地域での暮らしの課題の軽減・解決を図るため、吹田健やか年輪プラン、障がい福祉計画や子ども・子育て支援事業計画などにに基づき、各分野で制度的な対応に着実に取り組むとともに、サービス提供体制の整備を進めるなど、行政の責務として、福祉や子供・子育てに関する施策の充実を図ります。

関連する主な事業

- 生活困窮者自立支援事業
- 高齢者福祉施設補助事業
- 包括的支援・社会保障充実事業
- 障害者生活支援事業
- 自立支援給付事業
- 妊娠・出産包括支援事業
- 母子健診事業
- 子ども医療費助成事業
- ひとり親家庭医療費助成事業
- のびのび子育てプラザ子育て支援事業

など

2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

取組の方向性

本市では、市民の健康寿命や平均寿命は国や府を既に上回っていることから、これらを延ばすだけでなく、すべての市民の生活の質（QOL）の向上を、めざすことが課題となっています。

このため、健康すいた21や健康寿命延伸にかかる庁内基本方針に基づき、健診などの保健サービスの充実や安心して医療が受けられるための地域医療体制の充実など、保健・医療サービスの充実を図るとともに、日々の暮らしの中で、市民が意識しなくても健康づくりに取り組める仕掛けや、まちぐるみで自然と健康になれる環境づくりを進めます。本市の特色でもある北大阪健康医療都市（健都）に集積する資源を最大限活用し、産学官民の共創により、北大阪健康医療都市（健都）を含む市全体で健康・医療のまちづくりを加速させます。

関連する主な事業

- 介護予防事業
- 高齢者フレイル等予防推進事業
- 保健推進事業
- 健康診査事業
- 特定健康診査等事業
- 検診事業
- 精神保健事業

など

3 青少年の健全育成

取組の方向性

近年、いじめやひきこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっている中、青少年の健やかな成長を支える環境づくりが重要です。

青少年に関わる団体の協力を得ながら社会性や自立性を育むための地域での様々な活動や体験の機会の提供、また、非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、様々な課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図るなど、青少年の健全育成に向けた取組を進めます。

関連する主な事業

- 青少年育成事業
 - 青少年指導事業
- など

4 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

取組の方向性

高齢化の進行などにより、外出時の移動や住まいに不自由を抱えることがないように、様々なバリアの解消に向けた取組がますます重要となっています。また、地域活動の重要な場である公民館や市民センターなどの身近な公共施設は、老朽化に伴って、更新などにかかる経費が集中する時期を迎えようとしています。

今後も、あらゆる人が安心して移動でき、社会参加しやすい環境の整備に努めるとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが暮らしやすい生活環境の形成に向けた取組を推進します。

また、より良い施設を長期的に安定して供給できるよう、計画的に公共施設の最適化を進めます。

関連する主な事業

- 資産経営事業
 - 住宅政策事業
 - 公共交通施設等対策事業
 - 広報事業
- など

5 就労と働きやすい環境づくりへの支援

取組の方向性

働く意欲がありながら様々な課題により就労が困難となっている人への支援や、介護・保育など特定分野の恒常的な人材不足の解消が喫緊の課題となっています。また、生活の中で地域活動やボランティア活動が可能となるよう、だれもが働きやすい環境をつくる必要があります。

JOBナビすいたの活用や関係機関との連携により、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めます。また、労働時間の短縮や休暇の取得推進について広く啓発を行います。

関連する主な事業

- 地域就労支援事業
 - 障害者社会参加促進事業
- など

■評価指標（具体的な指標値は「別冊資料」40ページ参照）

- 地域密着型サービスの整備箇所数
 - ①小規模多機能型居宅介護
 - ②看護小規模多機能型居宅介護
 - ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ④認知症高齢者グループホーム
 - ⑤小規模特別養護老人ホーム
- 障がい福祉サービスの利用者数等
 - ①ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数（月平均）
 - ②グループホームの利用者数（月平均）
 - ③移動支援事業の利用者数（月平均）
 - ④就労継続支援B型事業所における工賃平均月額
- 留守家庭児童育成室入室児童数
- 生活習慣改善するつもりはない人の割合
- 各中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置した時間数
- 移動経路のバリアフリー化率（整備済延長/全延長×100）
- J O Bナビすいたの利用者数
- 「障がい者就職応援フェアInすいた」への参加者数



卷末資料



吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会委員等名簿
同策定部会委員等名簿

● 専門分科会委員等名簿※

2019年4月～2022年3月

会長：岡田 忠克委員

副会長：松木 宏史委員

（敬称略）

氏 名	役職等※
おか だ ただ かつ 岡 田 忠 克	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
まつ き ひろ し 松 木 宏 史	大阪国際大学短期大学部 教授
いわ い み ゆき 岩 井 深 之 (2020.3 まで)	吹田市社会福祉協議会施設連絡会 副会長
しも ごおり りゅう た ろう 下 郡 竜 太 郎 (2020.4 から)	吹田市社会福祉協議会施設連絡会 幹事
なか たに けい こ 中 谷 恵 子 (2020.12 まで)	大阪府市町村ボランティア連絡会 会長 吹田市ボランティア連絡会 副会長
きた じま たま え 北 嶋 玉 枝 (2021.3 から)	吹田市ボランティア連絡会 副会長
すず き しん いち ろう 鈴 木 慎 一 郎 (2020.1 まで)	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会 副会長
いし たに じゅん や 石 谷 旬 也 (2020.1 から)	吹田市内本町障がい者相談支援センター センター長
いり え まさ はる 入 江 政 治	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
くわ た とも よ 栗 田 智 代	吹田市社会福祉協議会 副会長
やま もと とも みつ 山 本 智 光	吹田市介護保険事業者連絡会
た わら えい じ 田 村 栄 次	大阪府吹田子ども家庭センター企画調整課 総括主査
なか じょう のり たか 中 條 憲 孝 (2020.3 まで)	大阪府吹田保健所地域保健課長
もり と しゅう じ 森 戸 秀 次	公募市民
おお つき たけ やす 大 槻 剛 康	公募市民
お がさ わら たか よ 小 笠 原 尚 代	公募市民
やま もと ま ゆみ 山 本 真 弓	公募市民

● 専門分科会策定部会委員等名簿※

2019年4月～2022年3月

部会長：松木 宏史委員

(敬称略)

氏 名	役職等※
まつ き ひろ し 松 木 宏 史	大阪国際大学短期大学部 教授
なか たに けい こ 中 谷 恵 子 (2020.12 まで)	大阪府市町村ボランティア連絡会 会長 吹田市ボランティア連絡会 副会長
きた じま たま え 北 嶋 玉 枝 (2021.3 から)	吹田市ボランティア連絡会 副会長
すず き しん いち ろう 鈴 木 慎 一 郎 (2020.1 まで)	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会 副会長
いし たに じゅん や 石 谷 旬 也 (2020.1 から)	吹田市内本町障がい者相談支援センター センター長
やま もと とも みつ 山 本 智 光	吹田市介護保険事業者連絡会
なか じょう のり たか 中 條 憲 孝 (2020.3 まで)	大阪府吹田保健所地域保健課長
もり と しゅう じ 森 戸 秀 次	公募市民
やま もと ま ゆみ 山 本 真 弓	公募市民

※中核市移行に伴い、地域福祉計画推進委員会は社会福祉審議会の専門分科会に移行しました。

2020年3月まで 吹田市地域福祉計画推進委員会

2020年4月から 吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会

※役職等は委員等退任時又は2022年3月時点のものです。

吹田市地域福祉計画 庁内推進委員会を構成する部室課

部	室 課
総務部	危機管理室
	広報課
行政経営部	企画財政室
税務部	税制課
市民部	人権政策室
	市民自治推進室
都市魅力部	地域経済振興室
	文化スポーツ推進室
児童部	子育て政策室
	子育て給付課
	家庭児童相談室
	保育幼稚園室
福祉部	福祉総務室
	総合福祉会館
	生活福祉室
	福祉指導監査室
	高齢福祉室
	障がい福祉室
健康医療部	健康まちづくり室
	国民健康保険課
	保健センター
環境部	環境政策室
都市計画部	住宅政策室
土木部	総務交通室
下水道部	経営室
消防本部	総務予防室
水道部	総務室
学校教育部	学務課
	学校教育室
地域教育部	まなびの支援課
	青少年室
	放課後子ども育成室

※上の表の組織構成、組織名は、2021年度のものであります。

吹田市社会福祉審議会規則

令和2年3月31日規則第29号
改正

令和3年1月12日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)及び吹田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例(令和元年吹田市条例第30号)に定めるもののほか、吹田市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員19人以内及び臨時委員若干人で組織する。

2 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の任期は、3年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後2年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。

3 委員等は、再任されることができる。

4 補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第5条 審議会の会議(以下「全体会」という。)は、委員長、副委員長、専門分科会の会長及び副会長並びに委員長が指名する委員をもって構成する。

2 全体会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 全体会は、これを構成する委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第6条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

(1) 地域福祉計画推進専門分科会 地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築に関する事項

(3) 障がい者施策推進専門分科会 障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進に関する事項

(専門分科会の組織)

第7条 専門分科会は、次に定める委員等で組織する。

(1) 民生委員審査専門分科会 委員長が指名する委員等5人以内

(2) 身体障害者福祉専門分科会 委員長が指名する委員等20人以内

(3) 児童福祉専門分科会 市長が指名する委員等5人以内

(4) 地域福祉計画推進専門分科会 市長が指名する委員等10人以内

(5) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 市長が指名する委員等17人以内

(6) 障がい者施策推進専門分科会 市長が指名する委員等14人以内

(専門分科会の会長及び副会長)

第8条 専門分科会に会長及び副会長を置き、当該専門分科会に属する委員等のうちから、当該委員等の互選(身体障害者福祉専門分科会にあっては、委員長の指名)により定める。

2 会長は、当該専門分科会の会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第9条 専門分科会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

2 第6条各号に掲げる専門分科会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聴くものとする。

3 専門分科会の決議は、諮問を受けた事項に係るものにあつては、これをもって審議会の決議とする。

(身体障害者福祉専門分科会の審査部会)

第10条 身体障害者福祉専門分科会の審査部会は、育成医療及び更生医療を担当する医療機関並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議するものとする。

2 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議する委員等は、医師であることを要しない。

3 審査部会に属する委員等は、それぞれ独立してその職務を行う。

4 審査部会の決議については、前条第3項の規定を準用する。

(部会)

第11条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、その他の専門分科会に置く部会にあっては当該専門分科会の会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員等がその職務を代理する。

6 部会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

(意見の聴取等)

第12条 全体会、専門分科会、審査部会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開等)

第13条 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の会議は、公開しない。

2 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、次項に定めるものを除き、福祉部福祉総務室において処理する。

2 専門分科会の庶務は、次に定める室において処理する。

(1) 身体障害者福祉専門分科会及び障がい者施策推進専門分科会 福祉部障がい福祉室

(2) 児童福祉専門分科会 児童部保育幼稚園室

(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 福祉部高齢福祉室

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(吹田市福祉審議会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 吹田市福祉審議会規則(平成4年吹田市規則第13号)

(2) 吹田市地域福祉計画推進委員会規則(平成25年吹田市規則第43号)

(3) 吹田市障がい者施策推進委員会規則(平成25年吹田市規則第45号)

(4) 吹田市児童福祉審議会規則(平成27年吹田市規則第44号)

(5) 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則(平成29年吹田市規則第4号)

(諮問に関する経過措置)

3 令和2年3月31日以前に吹田市地域福祉計画推進委員会にされた諮問で同日までに当該諮問に対する答申がされていないものは、地域福祉計画推進専門分科会にされた諮問とみなし、当該諮問について吹田市地域福祉計画推進委員会がした調査審議の手続は、地域福祉計画推進専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

(委員等に関する経過措置)

4 令和2年4月1日(以下「施行日」という。)以後初めて委嘱する委員等の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。

5 施行日から令和4年6月30日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「市長が公募により選定した者」とあるのは、「市長が選定した者」とする。

附 則(令和3年1月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

計画策定に関わる会議等の経過

年度	開催日等	内容等
2019年度	5月15日(水)	地域福祉計画推進委員会 (1) 第3次吹田市地域福祉計画 中間報告書 (2) 地域福祉市民フォーラム実施報告 (3) 前回の地域福祉計画推進委員会の質問・要望に対する回答 (4) 地域福祉計画の法的な位置付け等 (5) 策定部会の設置並びに部会長の選任及び委員の選出 (6) その他
	8月7日(水)	地域福祉計画推進委員会 (1) 策定体制 (2) 市民ニーズ調査項目の検討 (3) 地域福祉市民フォーラム及び福祉に関する意識啓発の方針 (4) 前回の地域福祉計画推進委員会の質問・要望に対する回答 (5) その他
	8月28日(水)	地域福祉計画推進委員会策定部会 (1) 市民ニーズ調査項目の検討 (2) その他
	9月9日(月)	地域福祉計画庁内推進委員会 (1) 第3次吹田市地域福祉計画中間報告書 (2) 第4次吹田市地域福祉計画の策定に向けて (3) 市民ニーズ調査項目の検討 (4) 第4次吹田市地域福祉計画に盛り込む事項の検討 (5) その他
	9月30日(月)	地域福祉計画推進委員会策定部会 (1) 市民ニーズ調査項目の検討 (2) 第4次計画に盛り込む事項の検討 (3) その他
	10月16日(水)	地域福祉計画推進委員会 (1) 市民ニーズ調査 (2) 第4次計画に盛り込む事項及び骨子案の検討 (3) その他
	10月31日(木) ～12月1日(日)	「吹田市民の地域福祉に関する実態調査」の実施
	1月29日(水)	地域福祉計画推進委員会策定部会 (1) 市民ニーズ調査の調査結果の考察 (2) 第4次計画の骨子案の検討 (3) その他
	2月14日(金)	地域福祉計画推進委員会 (1) 地域福祉市民フォーラム及び福祉に関する意識啓発の実施報告 (2) 市民ニーズ調査の調査結果の考察 (3) 第4次計画の骨子案の検討 (4) その他

年度	開催日等	内容等
2020年度	7月9日(木)	地域福祉計画庁内推進委員会 (1) 第4次吹田市地域福祉計画骨子案(2019年度末時点)の作成に係る報告 (2) 吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書(2020年3月)の作成に係る報告
	8月27日(木)	地域福祉計画庁内推進委員会 (1) 第4次吹田市地域福祉計画骨子案(2019年度末時点)に対する庁内意見における事務局の考え方について(報告) (2) 第4次吹田市地域福祉計画策定期間の延長について(報告)
	8月31日(月)	地域福祉計画推進専門分科会 (1) 役員選出(会長及び副会長) (2) 社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会 (3) 第4次計画策定期間の延長 (4) 第4次計画骨子案 (5) 社会福祉法の改正(2020年6月公布・2021年4月施行)
	11月17日(火)	地域福祉計画庁内推進委員会 (1) 本市における包括的な相談支援体制のあり方について (2) その他
	11月25日(水)	地域福祉計画推進専門分科会 (1) 第4次地域福祉計画における包括的な支援体制の整備 (2) 計画案の検討に向けた専門分科会委員からの意見に対する市の考え方 (3) 骨子案に対する意見を踏まえた変更(案) (4) 第4次計画に掲載するコラム(案)
	2月1日(月)	地域福祉計画庁内推進委員会 (1) 第4次吹田市地域福祉計画(案)の作成に係る報告 (2) 第4次吹田市地域福祉計画(案)に対する意見聴取について(全庁照会) (3) 新型コロナウイルスの影響に係る庁内アンケート(地域福祉関係)の実施について
	2月3日(水)	地域福祉計画推進専門分科会策定部会 (1) 第4次吹田市地域福祉計画案の検討(第1章) (2) 第4次吹田市地域福祉計画案の検討(第2章)
	3月24日(水)	地域福祉計画推進専門分科会策定部会 (1) 第4次吹田市地域福祉計画案の検討(第3章) (2) 第4次吹田市地域福祉計画案の検討(第4章) (3) 前回の策定部会の質問・要望に対する回答
2021年度	4月22日(木)	地域福祉計画庁内推進委員会 第4次吹田市地域福祉計画案(2021年1月末時点)に対する庁内意見における事務局の考え方について(報告)
	4月28日(水)	地域福祉計画推進専門分科会 (1) 第4次吹田市地域福祉計画案の検討(第1章・第2章) (2) 第4次吹田市地域福祉計画案の検討(第3章・第4章) (3) その他
	7月15日(木)	地域福祉計画庁内推進委員会 第4次吹田市地域福祉計画案のスリム化について(報告)

年度	開催日等	内容等
2021年度	7月16日(金)	地域福祉計画推進専門分科会策定部会 (1)第4次吹田市地域福祉計画案の検討 (2)第4次吹田市地域福祉計画に掲載するコラムの検討 (3)専門分科会(4月28日開催)での質問・要望に対する回答
	9月1日(水)	地域福祉計画推進専門分科会 (1)第4次吹田市地域福祉計画案の検討 (2)第4次吹田市地域福祉計画に掲載するコラムの検討 (3)専門分科会(4月28日開催)及び策定部会(7月16日開催)での質問・要望に対する回答 (4)2021年度地域福祉市民フォーラムの実施概要
	10月11日(月)	地域福祉計画庁内推進委員会 (1)第4次吹田市地域福祉計画(案)及び同別冊資料(案)の作成に係る報告 (2)第4次吹田市地域福祉計画(案)及び同別冊資料(案)に対する意見聴取について(全庁照会) (3)相談支援機関一覧の作成について(全庁照会)
	11月10日(水)	地域福祉計画推進専門分科会 (1)第4次吹田市地域福祉計画案 (2)その他
	12月17日(金) ～1月19日(水)	第4次吹田市地域福祉計画(素案)に対する 市民意見募集(パブリックコメント)の実施
	3月8日(火)	地域福祉計画庁内推進委員会 第4次吹田市地域福祉計画案について(報告)

用語集

[D]

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力なども含まれる。

[J]

JOBナビすいた

市内在住・在学・在勤の求職者を対象に、個々の事情に応じた相談やスキルアップ等の就職活動のサポートから地域の求人情報を取り扱う無料職業紹介まで、トータルに就労支援を行う施設。

[N]

NPO（Non Profit Organization）

民間非営利団体のこと。この計画の中では、広く営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間の組織を指す。

[P]

PDCAサイクル

P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：評価）、A（Action：改善）のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。

[あ]

青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動。一定の要件を満たし、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体に限り、保安基準に適合した青色回転灯を装備することが認められている。

赤い羽根共同募金

社会福祉法に定められた地域福祉推進のための募金。集まった募金は大阪府共同募金会へ全額送金され、配分決定委員会の審議を経て、社会福祉協議会や福祉施設へと配分され、福祉活動に活用される。

いきいきサロン

地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動のひとつで、地区公民館や地区市民ホール、集会所などで、おおむね65歳以上の高齢者を対象に茶話会やレクリエーションなどを行っている。仲間づくりや情報交換の場であり、また社会参加の場を提供することで「閉じこもり」予防にもなっている。

[か]

協働

共通の目的のために、互いの立場を理解し、尊重しながら、協力、連携して、それぞれの役割において自発的、主体的に力を尽くすこと。本計画では、地域全体でつながりながら支え合えるまちづくりのため、行政、市民、社会福祉協議会、事業者などが協力することを意味する。

高齢クラブ

「仲間がほしい、何か社会のために役立ちたい」などの願いを持つ、同一地域内に居住するおおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営している組織。活動内容は、レクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学・旅行のほか、勉強会や地域・社会奉仕活動など。運営は、会費や国、市の補助金などで行っている。

子育てサロン

地区福祉委員会が行う、子育て中の親子を地域で支援する活動。就園前の子育て中の親子が互いに交流し、地域で孤立しないよう「つながりづくり」をする場。

孤独死

だれにも看取られずに亡くなること。特に、ひとり暮らし高齢者が自室内で亡くなり、死後しばらくたってから初めて遺体が発見されるような場合をいう。「孤独死」という言葉は阪神・淡路大震災後に使われだした言葉。「孤立死」とも呼ばれる。

子ども家庭センター（児童相談所）

児童相談所として18歳未満の児童に関するさまざまな相談（虐待・非行・不登校・障がい等）に応じているほか、中学卒業後おおむね25歳までの青少年の相談や、配偶者暴力相談支援センターとして配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）被害者の相談などにも応じている。一部の地域では福祉事務所の機能も併せ持っている。市内に「大阪府吹田子ども家庭センター」がある。

子ども・子育て支援事業計画

2012年8月に制定された「子ども・子育て支援法」のもと、子育てをめぐるさまざまな課題の解決をめざし、自治体が制度運営やサービス提供をとおして役割を果たしていくための指針となる計画。

コミュニティ

一般的には、地域性と共同意識によって成立する地域社会のことを指す。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域の結びつきが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う集団のことを指す。

コミュニティセンター

本市では、文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の際に使用し、これらの活動が相互に連携することにより、地域における交流を促し、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会を形成することを目的とした施設として、内本町・亥の子谷・千一・千里山の4か所に設置している。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域密着の生活・福祉の相談員。地域で、悩みごとや困りごとを抱えた住民の話を聞き、関係機関と連携して解決の支援を行う。また、地域福祉活動の活性化や、必要な仕組みの開発を行うことで、地域福祉の推進役として活動している。

コミュニティビジネス

地域資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待できる。

[さ]

産学官民

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）の四者。

自主防災組織

災害発生時の市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動を推進するために、平常時に啓発活動や防災訓練を行う町内会や自治会等を単位とした自主的に結成された組織。

施設連絡会

吹田市社会福祉協議会の組織構成会員であり、社会貢献を行うことを目的に民間の福祉施設が集まった組織。地区福祉委員会などと連携して、専門性を生かし地域福祉推進のために社会貢献を行っている。

市民公益活動

「吹田市市民公益活動の促進に関する条例」（平成14年吹田市条例第8号）において、「市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動」と定義している。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野での共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公正で適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の推進に資することを目的とする。

生涯学習

一人ひとりが、それぞれに適した手段・方法で、主体的に生涯のあらゆる時期を通じて行うさまざまな学習をいい、それを通じて豊かで生きがいのある充実した生活の創造をめざすもの。学校教育などで行われる学習だけではなく、コミュニティ活動のような自主的な活動や、日常の経験などから学ぶ学習まで広範囲に及び。

小地域ネットワーク活動

吹田市内にある33の地区福祉委員会がそれぞれの地区内で、地域住民のつながりづくりを目的として行うさまざまな援助活動のこと。「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」「子育てサロン」などのようなグループ援助活動や、「見守り・声かけ活動」のような個別援助活動、広報紙発行や研修会の開催などの活動がある。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

子供たちが直面している問題を「人と環境の相互作用」と捉え、「子供の最善の利益」のために、福祉的な視点（社会福祉の知識・技術・価値観）で、家庭・学校・地域に働きかけ、チームで問題解決や改善を図ろうとする援助活動を実践する社会福祉の専門家。

成年後見制度

判断能力が不十分な人に法定代理人（後見人）を定め、本人に代わって財産管理等を行う制度。親族や弁護士等の専門職に後見人を依頼することができない場合、同じ地域の市民や法人等が後見人となる市民後見や法人後見もある。

セーフティネット

何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に陥らないように、安全網（セーフティネット）として生活を支える制度や仕組みのこと。

〔た〕

ダブルケア

子育てと介護を同時に担うこと。

地域子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。保育所等にこれまで蓄積された子供のあそび・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かして地域の保護者や子供たちの支援を行う。育児教室や育児サークルの育成・支援などを行っている。

地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画

吹田市社会福祉協議会が策定するもので、住民の視点に立った地域福祉の行動計画。33地区福祉委員会も自らの活動計画となる「地区福祉委員会5か年計画」を策定。「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」をめざしており、市の策定する地域福祉計画と連携して進める。2020年度から第4次地域福祉活動計画が始まり、2024年度までが計画期間となる。

地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域においてその人らしく自立した日常生活を営むことを地域全体で支援することをめざした一体的な仕組み。

地域包括支援センター

介護保険法で各区市町村に設置が定められている地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、2006年に創設された介護サービスで、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される。利用者はその事業所がある自治体の住民に限定される。

地区福祉委員会

おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内に33組織がある。自治会・高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成されており、「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」、「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、地域の実情に合わせて多彩な地域福祉の活動を行っている。

特殊詐欺

「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」などの「振り込め詐欺」やそれに類似する詐欺の総称。

[な]

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供する事業。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きの悪くなったためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る人。養成講座を受講することで認知症サポーターとなる。

認定こども園

就学前児童に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

[は]

ハザードマップ

台風や洪水などの自然災害に備えて、災害が起こった場合の被害の程度を予測して示すと共に、避難場所や避難経路などを示した地図。

8050問題

80歳代の親と50歳代の無職の子供が同居したまま高齢化し、経済的に困窮・孤立する社会問題。

パブリックコメント

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

バリアフリー

道路や建築物の入り口における段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障がいのある人などの社会生活・社会参加や自立を困難にしている物理的な障壁のほか、より広く社会的、制度的、心理的な障壁を取り除くこと。全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

ひきこもり

長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった状態をさす言葉。精神疾患が原因の場合やそうではない場合など、さまざまな原因が挙げられる。「社会的ひきこもり」は「20代後半までに現われ、6か月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、精神障がいが第一の原因とは考えられないもの」と定義される。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を行うことができる市民と、育児の援助を受けたい市民とをファミリー・サポート・センターの会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うもの。

福祉避難所

災害時に高齢者や障がい者等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所。社会福祉事業を行う施設等のうち、一定の条件を満たす施設を指定する。

ふれあい交流サロン

乳幼児から高齢者までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場。

ふれあい昼食会

地区福祉委員会が行う、地域のひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会。日ごろはひとりで食事をするひとり暮らしの高齢者も、同世代の方や地区福祉委員と一緒に楽しく交流しながら食事をして、情報交換や仲間づくりの場になっている。

[ま]

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員。児童福祉法により児童委員を兼ねている。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場になって相談・支援を行うボランティア。また、おおむね小学校区ごとに児童問題を専門とする主任児童委員が1名ずつ配置されている。市内全ての民生委員・児童委員で「吹田市民生・児童委員協議会」を組織している。

[ら]

留守家庭児童育成室

小学1年生から4年生までを対象に保護者が働いていたり、病気などのため、放課後など、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために開設。本市では全ての小学校区で開設している。

第4次吹田市地域福祉計画

発行年月 2022年3月
発行 吹田市
編集 吹田市 福祉部 福祉総務室
 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
 電話:06-6384-1231(代表)
 E-mail:fukSomu@city.suita.osaka.jp

この冊子は1,400部発行し、1部あたり330円です。

みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田